

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正の趣旨及び内容について

- 1 改正の趣旨 廃棄物の処理及び再利用に関する条例は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の循環利用を図ることを目的としております。
今般、ごみ集積場から資源になる物（アルミ缶、スチール缶、ビン、新聞紙、ダンボール等）の持ち去り行為を禁止し、違反者に対しては、実効性を確保するために、その氏名等を公表することができること及び罰則を持って対処するものとして、本条例の一部を改正するものです。
- 2 改正の内容
 - (1) ごみ集積場に排出された一般廃棄物のうち、資源になる物の所有権は、土浦市に帰属することを明文化しました。
 - (2) 市長又は市長が指定する者以外の者が、資源になる物を収集し、また、運搬することを禁止し、違反した者は、5万円以下の過料に処することとしました。
 - (3) (2)に違反した者について、市規則で定めるところにより、その氏名等を公表することができることとしました。
 - (4) 氏名等を公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えるものとし、ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときなどは、除きます。
- 3 施行日
平成29年6月議会に上程し、議決後約2ヶ月の周知期間を設け、平成29年9月1日より施行とする予定です。
- 4 市民への周知
公表はもとより、市広報紙及び市ホームページへ掲載する予定です。